

# 日吉津村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	3,472	2,893,775	48,859	470,973	16.3	20.4

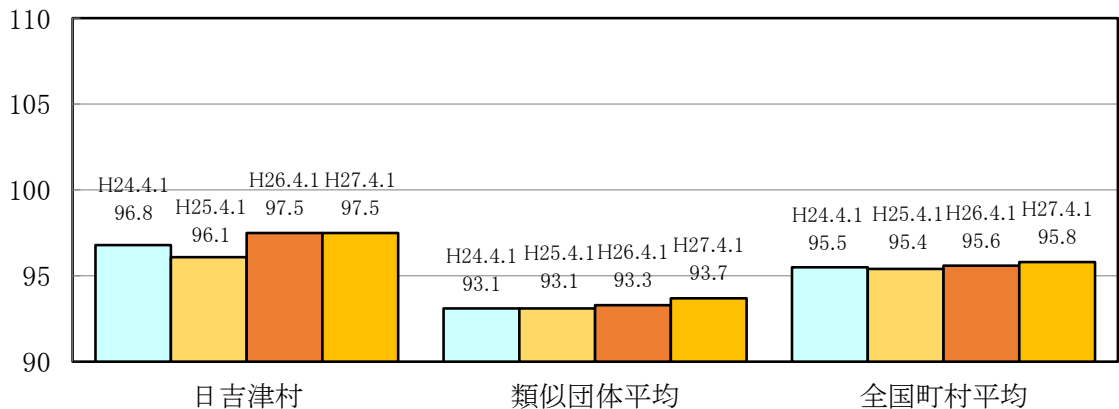
(注) 人件費には、議員報酬・手当、委員等報酬、特別職の給与等、職員の給料、各種手当、共済費等を含む。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費	(参考)類似団体
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	43	150,752	19,374	60,065	230,191	5,353	5,471

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まない。  
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、再任用職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ① 給料表の見直し  
[ 実施 ]

##### 実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
(内容) 給料表については、国の見直し内容を踏まえ平均2%引き下げ。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

- ② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

#### (5) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

- ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
日吉津村	42.3 歳	315,100 円	378,678 円	343,000 円
都道府県	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5 歳	334,283 円	- 円	408,996 円
類似団体	41.7 歳	298,502 円	348,728 円	324,582 円

- ② 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
日吉津村	44.9 歳	339,375 円	375,197 円	354,975 円
都道府県	43.1 歳	326,193 円	405,108 円	367,777 円
国	43.6 歳	372,431 円	- 円	444,828 円
類似団体	39.5 歳	286,050 円	341,829 円	309,081 円

③ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
日吉津村	36.6 歳	269,725 円	293,323 円	278,350 円
都道府県	40.7 歳	314,546 円	391,722 円	353,098 円
国	46.7 歳	316,503 円	- 円	346,447 円
類似団体	42.6 歳	296,401 円	333,145 円	308,547 円

④ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
日吉津村	37.5 歳	280,125 円	305,378 円	294,042 円
都道府県	42.7 歳	334,818 円	422,205 円	371,284 円
国	42.3 歳	332,279 円	- 円	381,205 円
類似団体	39.9 歳	275,083 円	300,761 円	285,122 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (27年4月1日現在)

区 分		日吉津村	鳥取県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	177,000 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	143,400 円	142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (27年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	269,500 円	341,800 円	359,800 円
	高校卒	- 円	- 円	330,700 円
税務職	大学卒	- 円	307,200 円	- 円
	高校卒	- 円	296,900 円	352,800 円
看護・保健職	大学卒	282,400 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
福祉職	大学卒	265,400 円	319,900 円	362,900 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

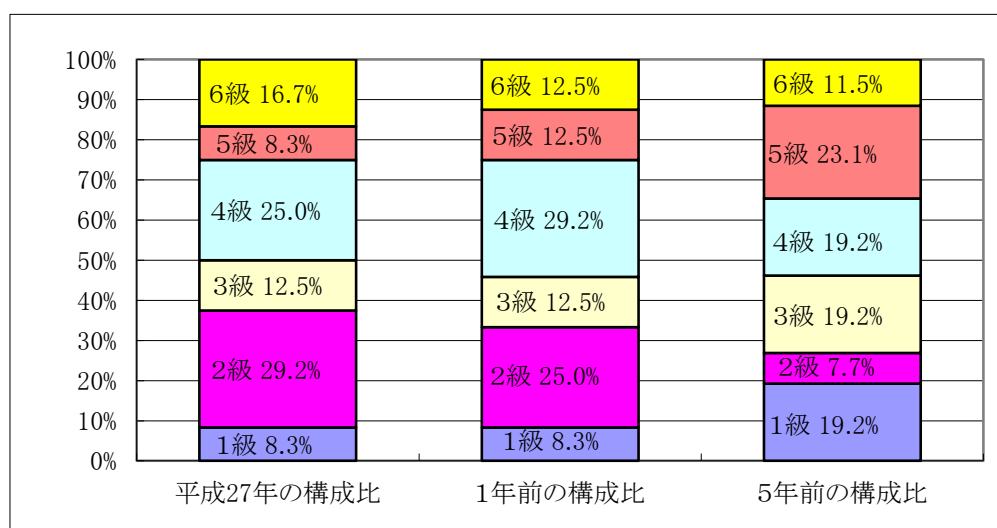
#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	2 人	8.3%	137,600	244,900
2 級	主任	7 人	29.2%	187,700	301,900
3 級	係長	3 人	12.5%	223,900	347,700
4 級	課長補佐、室長、主査	6 人	25.0%	258,300	378,700
5 級	課長、局長、出納室長 高度な知識又は経験を有する課長補佐	2 人	8.3%	285,000	390,700
6 級	高度な知識又は経験を有する課長、所長	4 人	16.7%	315,800	407,900

(注) 1 日吉津村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

24

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務をいう。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。

(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映は未実施。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

日吉津村	鳥取県	国
1人当たり平均支給額(H26年度) 1,393 千円	1人当たり平均支給額(H26年度) 1,417 千円	-
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.345) 月分 (0.775) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤勉手当への勤務実績の反映は未実施。

##### (2) 退職手当 (27年4月1日現在)

日吉津村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額 25,870 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24～26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

##### (3) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	7,890 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	239 千円
支給実績(25年度決算)	6,042 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	208 千円

##### (4) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	同じ		3,436 千円	231,600 円
住居手当	住宅を借受け家賃を支払っている職員	同じ		2,544 千円	304,800 円
通勤手当	自動車等を使用し通勤している職員	同じ		1,201 千円	52,800 円
管理職手当	管理職の職務にある職員		役職に応じ、19,000～32,000円	3,960 千円	338,400 円

## 5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区分		給料	月額等	
			(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	村長	648,000円 (790,000円)	840,000円 /	416,500円
	教育長	535,000円 (565,000円)	-円 /	-円
報酬	議長	308,000円	395,000円 /	140,000円
	副議長	229,000円	310,000円 /	115,000円
	委員長	220,000円	-円 /	-円
	議員	215,000円	290,000円 /	100,000円
期末手当	村長 教育長	(27年度支給割合) 3.10月分		
	議長 副議長	(27年度支給割合) 3.10月分		
退職手当	村長	(算定方式) 給料月額×年数×5	(1期の手当額) 15,800千円	(支給時期) 任期ごと
	教育長	給料月額×年数×2.2	4,972千円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

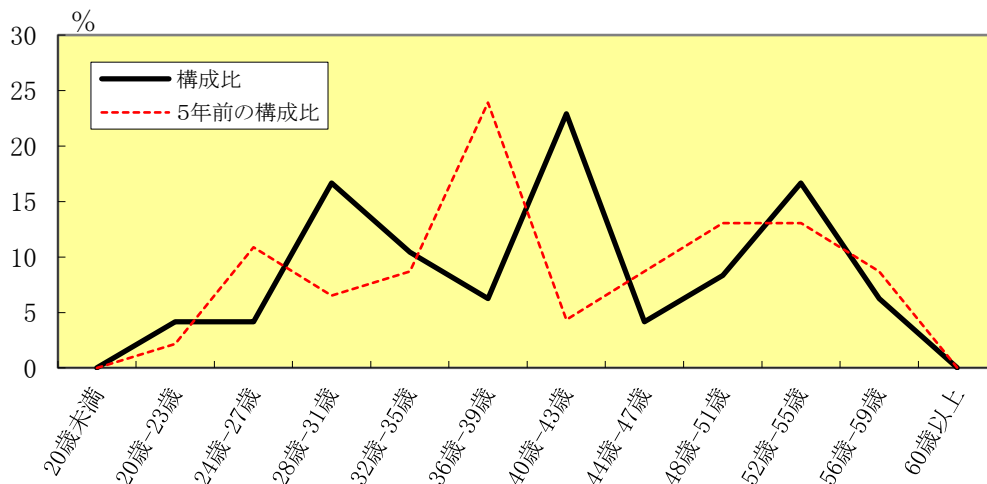
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	
		総務	10	10	
		税務	3	3	
		民生	14	15	1
		衛生	6	7	1
		農林水産	2	1	△1
	土木	1	1		
	小計	37	38		<参考> (類似団体の人口1万人当り職員数 186.43人)
	教育部門	5	5		
	小計	42	43		<参考> (類似団体の人口1万人当り職員数 218.99人)
公営企業部門	下水特会	2	2		
	国保特会	2	2		
	介護保険	1	1		
	小計	5	5		
合計		47 [ 52 ]	48 [ 52 ]	1	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0 人	2 人	2 人	8 人	5 人	3 人	11 人	2 人	4 人	8 人	3 人	0 人	48 人

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

(単位:人・%)

部 門 \ 区 分		22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	職員数	38	38	37	35	37	38	0
	増 減	0	0	△1	△2	2	1	(0.0%)
教育	職員数	5	5	5	6	6	5	0
	増 減	0	0	0	1	0	△1	(0.0%)
公営企業等会計	職員数	4	4	5	5	5	5	1
	増 減	△1	0	1	0	0	0	(25.0%)
計	差 引	47	47	47	46	48	48	1
	職員数	△1	0	0	△1	2	0	(2.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

2 職員数に教育長を含む。